

下関市スポーツ合宿等誘致促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツによる交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、市内において実施するスポーツ合宿等に要する費用の一部を補助する下関市スポーツ合宿等誘致促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ オリンピック、パラリンピック、国民体育大会又は全国障害者スポーツ大会における実施競技をいう。
- (2) スポーツ合宿等 スポーツに係る合宿及び国際親善（交流）試合（下関市国際親善スポーツ交流大会補助金交付要綱（平成26年3月25日制定）第3条第1項各号に規定する国際親善スポーツ交流大会事業を除く。）参加のための宿泊をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次条に規定する補助対象事業を実施する団体又は個人とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、スポーツ合宿等を実施する場合であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けている宿泊施設に限り、補助金の趣旨に合致しないと市長が認める施設を除く。）又は社会教育活動のため本市が設置する宿泊研修施設に宿泊すること。
- (2) 1回のスポーツ合宿等における延べ宿泊人数が20人以上（スポーツ大会に参加出場する場合で、その前後においてスポーツ合宿等のために宿泊するときは、当該スポーツ大会に参加出場するための前日泊を行っ

た人数については算入しない。) であること。

(3) 補助金の申請をしようとする年度内にスポーツ合宿等を完了すること。

(4) 国、県又は他の地方公共団体から助成を受けていないこと。

(5) 営利を目的とするものではないこと。

(6) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。

(7) その他市長が特に必要と認める条件に該当すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する宿泊費(以下「宿泊費」という。)とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、スポーツ合宿等における延べ宿泊人数に2,000円(1人当たり1泊の宿泊費が2,000円を下回る場合は当該宿泊費)を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。

2 同一の交付対象者に対する補助金の交付は、同一年度内につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、下関市スポーツ合宿等誘致促進補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を開始する日の10日前までに、これを市長に提出しなければならない。

(1) スポーツ合宿等計画書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市スポーツ合宿等誘致促進補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、第8条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと思えるときは、補助金を交付しない旨を当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助対象事業の実施)

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、適切に補助対象事業を実施しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ下関市スポーツ合宿等誘致促進補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるとき又は変更の内容が第10条第1項の規定により通知した補助金交付決定額の20パーセント以内の減額であるときは、この限りでない。

2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては、第10条の規定を準用する。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、下関市スポーツ合宿等誘致促進補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 宿泊証明書(様式第6号)

(2) 宿泊者名簿

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市スポーツ合宿等誘致促進補助金交付確定通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第17条 第15条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市スポーツ合宿等誘致促進補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第10条第1項(第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助事業者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、下関市スポーツ合宿等誘

致促進補助金概算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、第15条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1項及び次条の規定を準用し、過払があるときは速やかにその額を返還させるものとする。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に対し当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第19条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（決定の取消し等）

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定があった後に

においても適用する。

(検査等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施上必要な指示をし、又は第19条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(その他)

第22条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱中附則第2項の改正規定は令和5年3月31日から、第1条の改正規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年4月1日前に交付を決定した補助金については、なお従前の例による。